

令和8年第2回千代田町議会臨時会会議録目次

○招集告示	1
○追加告示	2
○応招・不応招議員	3
第 1 日 4月10日（金曜日）	
○議事日程	5
○出席議員	5
○欠席議員	5
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	6
○職務のため出席した者の職氏名	6
開 会 （午前 9時00分）	7
○開会の宣告	7
○諸般の報告	7
○会議録署名議員の指名	7
○会期の決定	7
○承認第4号の上程、説明、質疑、討論、採決	7
○承認第5号の上程、説明、質疑、討論、採決	9
○承認第6号の上程、説明、質疑、討論、採決	14
○承認第7号の上程、説明、質疑、討論、採決	16
○議案第17号の上程、説明、質疑、討論、採決	18
○日程の追加	25
○同意第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	25
○町長挨拶	26
○閉会の宣告	27
閉 会 （午前10時22分）	28

令和8年第2回千代田町議会臨時会を次のとおり招集する。

令和8年4月6日

千代田町長 高橋 純一

1. 期 日 令和8年4月10日

2. 場 所 千代田町議会議場

3. 付議事件

- (1) 専決処分事項の承認を求めることについて（令和7年度千代田町一般会計補正予算（第12号））
- (2) 専決処分事項の承認を求めることについて（千代田町税条例の一部を改正する条例）
- (3) 専決処分事項の承認を求めることについて（千代田町都市計画税条例の一部を改正する条例）
- (4) 専決処分事項の承認を求めることについて（千代田町国民健康保険税条例等の一部を改正する条例）
- (5) 工事請負契約の締結について

○ 追 加 告 示

千代田町告示第75号

令和8年第2回千代田町議会臨時会に付議する事件を次のとおり追加する。

令和8年4月10日

千代田町長 高 橋 純 一

1. 付議事件

(1) 千代田町監査委員の選任につき同意を求めることについて

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

○ 応 招 議 員 (1 1 名)

1 番	畑	中	弘	司	君	2 番	茂	木	琴	絵	君
3 番	金	子	浩	二	君	4 番	橋	本	博	之	君
5 番	原	口		剛	君	6 番	大	澤	成	樹	君
7 番	橋	本	和	之	君	8 番	大	谷	純	一	君
9 番	森		雅	哉	君	1 0 番	柿	沼	英	己	君
1 1 番	酒	卷	広	明	君						

○ 不 応 招 議 員 (な し)

令和8年第2回千代田町議会臨時会

議事日程（第1号）

令和8年4月10日（金）午前9時開会

（その1）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 承認第 4号 専決処分事項の承認を求めることについて（令和7年度千代田町一般会計補正予算（第12号））
日程第 4 承認第 5号 専決処分事項の承認を求めることについて（千代田町税条例の一部を改正する条例）
日程第 5 承認第 6号 専決処分事項の承認を求めることについて（千代田町都市計画税条例の一部を改正する条例）
日程第 6 承認第 7号 専決処分事項の承認を求めることについて（千代田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
日程第 7 議案第17号 工事請負契約の締結について

（その2）

- 日程第 8 同意第 2号 千代田町監査委員の選任につき同意を求めることについて

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員（11名）

1番	畑	中	弘	司	君	2番	茂	木	琴	絵	君
3番	金	子	浩	二	君	4番	橋	本	博	之	君
5番	原	口		剛	君	6番	大	澤	成	樹	君
7番	橋	本	和	之	君	8番	大	谷	純	一	君
9番	森		雅	哉	君	10番	柿	沼	英	己	君
11番	酒	卷	広	明	君						

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	高橋純一君
副町長	宗川正樹君
教育長	田島育子君
総務課長	茂木久史君
総合政策課長	須永洋子君
会計管理者兼 税務会計課長	大谷英希君
住民生活課長	高田充之君
保健福祉課長	下山智徳君
産業振興課長兼 農業委員会 事務局長	赤井聡君
建設下水道課長	坂部三男君
都市整備課長	大川智之君
教育委員会 事務局長	森田晃央君

○職務のため出席した者の職氏名

事務局長	久保田新一
書記	山邊悠以
書記	鈴木貴士

開 会 (午前 9時00分)

○開会の宣告

○議長（酒巻広明君） おはようございます。ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しておりますので、ただいまから令和8年第2回千代田町議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

○諸般の報告

○議長（酒巻広明君） 日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。

今臨時会に付議される案件は、町長提案の専決処分事項の承認4件、工事請負契約の締結1件であります。議員派遣につきましては、お手元に配付いたしました議員派遣結果報告書のとおり1件の派遣を行いました。

続いて、例月出納検査結果報告につきましては、令和8年1月分が監査委員よりなされております。

本日の出席説明員につきましては、今朝ほど配付いたしました一覧表のとおりであります。

以上で諸般の報告を終わります。

○会議録署名議員の指名

○議長（酒巻広明君） これより日程に従い議事を進めます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今臨時会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、

7番 橋本和之 議員

8番 大谷純一 議員

以上2名を指名いたします。

○会期の決定

○議長（酒巻広明君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今臨時会の会期は本日1日といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（酒巻広明君） ご異議なしと認めます。

よって、今臨時会の会期は本日1日と決定いたしました。

○承認第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（酒巻広明君） 日程第3、承認第4号 専決処分事項の承認を求めることについてを議題と

いたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 皆さん、おはようございます。承認第4号 専決処分事項の承認を求めることについて提案理由の説明を申し上げます。

本案は、令和7年度末に新たに企業版ふるさと納税を受け入れたことや、繰越明許費を早急に追加対応する必要が生じましたが、年度末のため議会を招集するいとまがなく、地方自治法第179条第1項の規定により、令和7年度千代田町一般会計補正予算（第12号）を専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

補正の内容について申し上げます。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,070万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ109億3,608万4,000円といたしました。

歳入については、寄附金に企業版ふるさと納税の1,070万円を追加いたしました。歳出では、総務費として企業版ふるさと納税基金積立金や手数料を追加するほか、教育費のうち事務局費の財源補正等を行いました。また、総務費における戸籍住民登録費では、住民基本台帳ネットワーク事業及び戸籍電算化事業の一部に関して、年度内の事業完了が見込めなくなったことによる措置として繰越明許費を追加いたしました。

よろしくご審議の上、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（酒巻広明君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（酒巻広明君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（酒巻広明君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

承認第4号 専決処分事項の承認を求めることについて、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（酒巻広明君） 起立全員であります。

よって、承認第4号は原案どおり承認されました。

○承認第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（酒巻広明君） 日程第4、承認第5号 専決処分事項の承認を求めることについてを議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 承認第5号 専決処分事項の承認を求めることについて提案理由の説明を申し上げます。

本専決処分については、地方税法等の一部を改正する法律が令和8年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されることに伴い、千代田町税条例においても所要の改正を行う必要が生じましたが、議会を招集するいとまがなく、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

主な改正点ですが、軽自動車税では、軽自動車税環境性能割が廃止されたことに伴い、条文の削除や文言の整理を実施したほか、グリーン化特例に係る期限の延長を行ったものであります。

個人住民税では、住宅ローン控除の移住要件、適用期限や肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例の延長を行ったものであります。

固定資産税では、バリアフリー改修が行われた劇場などに係る税額の減税措置や新築住宅に係る税額の減税措置の拡充や延長を行ったほか、令和6年能登半島地震に係る特例規定が法律改正により新設されたため、町条例においても新設を行ったものであります。

詳細については、税務会計課長から説明させますので、よろしくご審議の上、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（酒巻広明君） 大谷税務会計課長。

○会計管理者兼税務会計課長（大谷英希君） 改めまして、皆さんおはようございます。それでは、承認第5号 専決処分事項の承認を求めることについて（千代田町税条例の一部を改正する条例）につきまして詳細説明を申し上げます。

本案は地方税法の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が令和8年3月31日に公布され、同年4月1日施行されることになりました。これに伴いまして、千代田町税条例につきましても所要の改正を行う必要が生じたので、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分にて対応を行わせていただいたものです。

お手元に、承認第5号の資料として新旧対照表を配付させていただきましたので、こちらに沿って説明をさせていただきます。アンダーラインの箇所が修正部分で、右側が現行、左側が改正案となっておりますので、よろしくお願いいたします。

まず、初めとなりますが、第18条の3の改正です。今回の法改正により、令和8年3月31日をもっ

て環境性能割が廃止されたことに伴い、自動車税種別割が「軽自動車税」に名称が変更となることから、条例中の種別割を「軽自動車税」に改正するものです。

続いて、第19条の改正です。1ページ中段の本文、2ページに参りまして、第2号、第3号の改正でございますが、環境性能割の廃止に伴い、環境性能割の申告納付に関する条文である第81条の6が削除されたことに伴うものです。

続く第33条の改正となりますが、こちらは同族会社大口株主等が支払いを受ける上場株式等の配当等について、住民税の配当割の対象としつつ、引き続き所得割の課税標準である総所得金額に含めることに伴う規定の整備になります。

具体的には、証券会社が行う所得税の源泉徴収と同時に、住民税の特別徴収を行う対象とするため、配当割の課税標準である特定配当等の定義に、同族会社大口株主等が支払いを受ける上場株式等の配当等を加えつつ、令和4年度税制改正による同族会社大口株主等が支払いを受ける上場株式等の配当等を申告不要や申告分離課税の対象外としている構造については、維持することとするものです。

なお、条文中に同号ロとありますが、特定配当等の定義について定める地方税法第23条第1項第15号が、今般の改正により、イからニに分けて整理されたことによるものです。

2ページの下段に参りまして、第80条の改正となりますが、こちらの改正についても環境性能割の廃止に伴う文言の整理となります。

第1項では、旧第1項の環境性能割に関する規定を削除し、種別割を軽自動車税に改正するものです。

3ページに参りまして、第2項では、旧第2項を削除し、旧第3項について、種別割を軽自動車税に改正するなどの文言整理を行い、旧第3項を第2項に繰り上げるものです。

続く第81条の改正についても、環境性能割の廃止に伴う文言の整理になります。

第1項及び第2項は、環境性能割の廃止に伴い、環境性能割の課税対象であった3輪以上の軽自動車税の取得者に関する部分を削除するものです。

また、旧第3項及び4ページに参りまして、旧第4項、こちらについても環境性能割の廃止に伴い削除するものです。

続く第81条の3から5ページの下段にかけての第81条の8の改正については、環境性能割の廃止に伴い、環境性能割に係る規定を削除するものです。

続く82条から10ページ下段の第91条、こちらにかけての改正も環境性能割の廃止に伴う文言の整理となりまして、種別割を軽自動車税に改めるものとなります。

なお、6ページ下段から7ページ中段の第87条、こちらでは環境性能割の廃止に伴う地方税法施行規則の改正により、申告書様式番号が変更されたことによる改正を同時に行うほか、9ページ下段、第91条、こちらでは10ページにかけての第2項におきまして、さきに触れました第80条の改正で、旧第3項が第2項とされたことに伴う項ずれの改正を同時に行うものとなります。

続く10ページ下段の附則第7条の3及び12ページ上段にかけての第7条の3の2の改正ですが、個人町民税の住宅ローン控除の関係となります。新地方税法附則第5条の4において、住宅ローン控除に関し、適用期限を令和20年度から令和25年度まで5年延長、居住年の要件を令和7年から令和12年まで5年間延長されたことに伴う改正となります。

条例附則第7条の3は、地方税法附則第5条の4の改正に伴い削除を行いまして、新法附則第5条の4として、地方税法における個人の道府県民税及び市町村民税の住宅借入金等特別税額控除の規定が整備されたことに伴い、条例附則第7条の3の2を繰上げ改正することにより、住宅ローン控除の位置づけを行うものです。

11ページ下段の居住年については、条例附則での規定から、法規定の運用などに文言の整理を行うほか、12ページ上段になりますが、こちらでは法附則改正に伴う条ずれの改正を、また第2項では、さきの条例附則第7条の3の2の繰上げ改正に伴う条ずれの改正を行うものとなります。

続く附則第8条の改正ですが、個人が一定の方法により肉用牛を売却した場合、その売却に係る事業所得に対する所得割を免除、または特例的な税率で課税する制度の適用期限を地方税法附則第6条の改正により、令和9年度から令和12年度分まで3年延長する内容となります。

なお、13ページ、第2項については、さきの条例附則第7条の3の2の繰上げ改正に伴う条項の削除となります。

続く附則第10条の2は、地方税法附則第15条等で規定している地域決定型地方特例措置、いわゆるわがまち特例の課税標準または税額の特例割合を規定している条文です。

13ページ中段から14ページにかけての改正ですが、地方税法附則第15条第6項鉄道貨物会社が取得した新規製造車両に係る課税標準の特例の規定が削除されたことにより生じた条文中の引用条項のずれを修正しております。

また、改正前の地方税法附則第15条第25項、再生エネルギー発電設備に係る課税標準の特例については、わがまち特例の特例割合が1号イから4号のハまで11種類の規定が存在したところ、改正によりまして8種に整理されたことに加え、国が示す特例の参酌割合が変更されたことから、条例附則についても引用条項の整理を行うとともに、割合を変更するなどの改正を行うものです。

なお、割合については、全て国の示した参酌割合と同じ割合としております。

15ページに参りまして、こちらの第18項については新設となります。今まで法定で一定の割合が規定されていたバリアフリー改修を行った劇場、演芸場、集会所、公会堂に対する税の軽減措置が法附則第15条の11第1項に定める改修特別特定建築物に係る軽減措置として拡充され、新たにわがまち特例の対象となることに伴う改正となります。特別特定建築物とは、不特定多数の者が利用し、または主として高齢者、障害者等が利用する建築物を指しますが、バリアフリー改修が行われた際の固定資産税の軽減が法改正により規定されたことにより、わがまち特例として定めるもので、割合については、国の参酌基準に倣い3分の1とするものです。

続く附則第10条の3の改正ですが、法附則第15条の11第1項の特例措置及び地方税法施行令附則第12条の固定資産税の減額に関する特例の適用を受ける新築住宅等の範囲の改正に伴うものになります。

地方税法施行令附則第12条第16項に、法附則第15条の8第4項第1項に規定する住宅で、政令で定めるもの、こちらが追加されたことに伴う引用条文のずれを修正するほか、17ページ下段の第16項、こちらでは、わがまち特例でも内容に触れましたとおり、対象施設の拡充により、改修実演芸術公演施設から、「改修特別特定建築物」に文言を改めるとともに、18ページ中段の第3号、こちらについても同様の理由により表現を改めるものとなります。

順番が前後いたしました。18ページの上段では、申告の際の添付書類が地方税法施行規則に規定されているもの等に改正をされたことから、条例においても同様の手続を定めるものです。

続きまして、附則第10条の4の改正ですが、令和2年7月豪雨に係る特例の関係では、改正前の地方税法施行令第12条の2に係る規定が削除されたことに伴い、条項ずれなどを修正するものとなります。

続く19ページ下段から22ページ上段にかけての第10条の5、こちらについては、能登半島地震に係る特例関係の新設となります。令和6年1月1日に発災しました能登半島地震に伴いまして、住宅が滅失、損壊した場合において、現行の地方税法の本則第349条3の3で、令和6年度分と令和7年度分の固定資産税について特例措置が講じられているところですが、まだ現状として液状化に伴う被害が大きく、復旧に時間がかかっていること、また住宅再建をなかなか進められない被災者がいることを踏まえ、令和8年度分及び令和9年度分の2年間についても、地方税法の附則の改正により特例が制定されたことから、条例附則第10条の5に、その申告等の規定を定めるものです。

続いて、22ページ中段から24ページの中段にかけての附則第15条の2から15条の6にかけての改正ですが、環境性能割の廃止に伴い、環境性能割に係る特例規定などを削除するものです。

続いて、24ページ下段の附則第16条の改正となりますが、軽自動車税種別割が軽自動車税に名称変更となることに伴う文言の整理と、グリーン化特例に係る期限の延長等に係る内容になります。グリーン化特例につきましては、令和8年度税制改正において、現行の措置を2年間延長することとされたため、第2項に定められた自家用乗用車に係る軽減については、車両の取得期間が令和10年3月31日まで2年間延長されます。

第3項に定められた営業用乗用車の軽減については、環境性能割の廃止に伴い、令和7年4月1日から令和8年3月31日までに初回車両番号指定を受けた場合について、令和8年度分に限り適用されるよう改正するものです。

また、旧第4項については、グリーン化特例の対象期間の終了に伴い削除するものです。

26ページに参りまして、附則第16条の2の改正ですが、軽自動車税種別割が軽自動車税に名称変更となることに伴う文言の整理とともに、先ほど説明した附則第16条の改正で、第4項が削除されたこ

とに伴う条ずれを解消する改正になります。

続いて、27ページから29ページ中段にかけての附則第16条の3から附則第17条の改正ですが、資料の11ページで触れましたとおり、附則第7条の3の2、こちらの繰上げ改正に伴う規定の整備となります。

続いて、29ページ中段の附則第17条の2、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例の関係となります。こちらは地方税法附則第34条の2における本特例の適用期限が、現行の令和8年度分の個人住民税から令和11年度分まで3年延長されたことに伴う改正になります。

続いて、30ページ中段から35ページ上段にかけての附則第18条から第20条の3の改正ですが、先ほどと同様に、附則第7条の3の2の繰上げ改正に伴う規定の整備となります。

資料が変わりまして、改め文の附則をご覧ください。こちらの附則第1条では、施行期日を令和8年4月1日と定めており、第2条、第3条では、令和7年度分までの固定資産税及び軽自動車税については、従前の例による経過措置を定めております。

附則第4条は、軽自動車税種別割の税率の特例に関する条文で、旧税率を定めており、現在も適用されている規定の改正となります。

資料が度々変更となり恐縮ですが、資料35ページをご覧ください。平成26年千代田町条例第21号の千代田町税条例の一部を改正する条例の改正附則になりますが、このたび軽自動車税種別割が軽自動車税に名称変更となることから、「種別割」の文言を削除するものです。

以上、承認第5号についての詳細説明とさせていただきます。

○議長（酒巻広明君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（酒巻広明君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（酒巻広明君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

承認第5号 専決処分事項の承認を求めることについて、原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（酒巻広明君） 起立全員であります。

よって、承認第5号は原案どおり承認されました。

○承認第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（酒巻広明君） 日程第5、承認第6号 専決処分事項の承認を求めることについてを議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 承認第6号 専決処分事項の承認を求めることについて提案理由の説明を申し上げます。

本専決処分については、地方税法等の一部を改正する法律が令和8年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されることに伴い、千代田町都市計画税条例においても所要の改正を行う必要が生じましたが、議会を招集するいとまがなく、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

今回の改正については、地方税法附則第15条関係で、都市計画に係る課税標準の特例措置の規定として、地域決定型地方特例措置、いわゆるわがまち特例に関する一部規定の削除に伴い、条文中に項ずれが生じたことから、対応する箇所について所要の改正を行ったものであります。

また、バリアフリー改修が行われた劇場などに係る税額の減税措置の拡充や延長に伴い、文言の整理を行ったものであります。

詳細については税務会計課長から説明させますので、よろしくご審議の上、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（酒巻広明君） 大谷税務会計課長。

○会計管理者兼税務会計課長（大谷英希君） それでは、承認第6号 専決処分事項の承認を求めることについて（千代田町都市計画税条例の一部を改正する条例）につきまして詳細説明を申し上げます。

本案は、地方税法の一部を改正する法律が令和8年3月31日公布され、同年4月1日施行されることに伴い、千代田町都市計画税条例につきましても所要の改正を行う必要が生じたので、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分にて対応を行わせていただいたものです。

お手元に承認第6号の資料といたしまして新旧対照表を配付させていただきましたので、この資料により説明をさせていただきます。資料の1ページ、附則第2項から4項にかけてでございますが、さきの税条例改正と同様、鉄道貨物会社が取得した新規製造車両に係る課税の特例措置を規定していた旧法附則第15条第6項が法改正により削除されたことにより生じる引用条項のずれに伴う改正で、法附則第15条の各項を繰り上げるものです。

続きまして、附則第5項、こちらは新設となりますが、附則第11条の11第1項、こちらは改修特別

特定建築物に係る課税標準の特例措置を規定しており、いわゆるわがまち特例による税額の軽減措置となります。税条例の改正において触れさせていただきましたとおり、バリアフリー改修が行われた際の税の軽減が法改正により規定されました。都市計画税の軽減についても、わがまち特例で定めることとされており、国の参酌基準に倣い3分の1と定めるものです。

なお、本項の追加により、以下の項が1項ずつ繰り下がることとなります。

続く2ページにかけての旧附則第5号ですが、さきの第5項で定めた減額の適用を受ける際の申告を定めており、法改正により、申告の際の添付書類が地方税法施行令に規定されているもの等に変更されたため、条例においても同様の手続を定めるものです。

1ページ下段において現行の「改修実演芸術公演施設」という文言を「改修特別特定建築物」に改めますが、税条例の改正と同様、軽減対象の拡充が行われたものによるもので、2ページ中段の同項第3号の改正もその旨によるものとなります。

続く2ページ目の下段から4ページ下段にかけての旧附則第8項から14項までの改正ですが、さきの第5項の追加に伴いまして、附則で引用する項を1項ずつ繰り下げるものです。

続く4ページ下段の旧附則第15項の改正ですが、内容については、1ページの附則第2項から第4項にかけての改正と同様で、法改正による引用条項のずれに伴いまして項の繰上げを行うものです。

資料が変わりまして、改め文の附則をご覧ください。附則第1項では、施行期日を令和8年4月1日と定めており、第2項では、令和7年度分までの都市計画税については、従前の例による経過措置を定めております。

第3項では、改正前の法律によりバリアフリー工事が行われた施設に対する軽減の経過措置を定めております。

以上、承認第6号についての詳細説明とさせていただきます。

○議長（酒巻広明君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（酒巻広明君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（酒巻広明君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

承認第6号 専決処分事項の承認を求めることについて、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（酒巻広明君） 起立全員であります。

よって、承認第6号は原案どおり承認されました。

○承認第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（酒巻広明君） 日程第6、承認第7号 専決処分事項の承認を求めることについてを議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 承認第7号 専決処分事項の承認を求めることについて提案理由の説明を申し上げます。

本専決処分については、地方税法の改正に伴い、地方税法施行令の一部を改正する政令が公布され、令和8年4月1日に施行されることに伴い、千代田町国民健康保険税条例におきましても所要の改正を行う必要が生じましたが、議会を招集するいとまがなく、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

改正の主な内容であります。国民健康保険税の課税限度額について見直しを行い、基礎課税額では、現行の66万円から67万円に改正するとともに、軽減判定所得の算定見直しを行い、5割軽減、2割軽減の対象範囲を拡充するものであります。

また、子ども・子育て支援納付金に係る課税限度額を3万円とするとともに、18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割を10割軽減とするものであります。

詳細については税務会計課長から説明させますので、よろしくご審議の上、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（酒巻広明君） 大谷税務会計課長。

○会計管理者兼税務会計課長（大谷英希君） それでは、承認第7号 専決処分事項の承認を求めることについて（千代田町国民健康保険税条例等の一部を改正する条例）につきまして詳細説明を申し上げます。

本案は、地方税法の改正を基に地方税法施行令が改正され、国民健康保険税の改正部分が令和8年4月1日より施行されております。これに伴いまして、千代田町国民健康保険税条例につきましても、所要の改正を行う必要が生じたので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分にて対応を行わせていただいたものです。

お手元に承認第7号の資料といたしまして新旧対照表を配付させていただきましたので、この資料により説明をさせていただきます。資料の1ページ、改め文の第1条関係となります。国民健康保険

税条例の改正でございますが、条例第2条、納税義務者に対する課税額を改めるものです。国民健康保険では、課税の最高限度額を、地方税法等の規定の範囲内において市町村の条例により規定しております。昨今の医療費等の増加の中、最高限度額を抑えることは、低・中所得者層に負担を強いる結果となることから、地方税法の規定趣旨を尊重し、最高限度額を法令に定める額のとおり規定することが望ましいとされております。

今般の税制改正により、地方税法施行令に定める課税限度額が引き上げられたことから、条例においても政令に倣い、医療給付費分を1万円引き上げ、66万円から67万円に改正を行うものです。

なお、後期高齢者支援金分、介護保険料分は据置きとなります。

続く第21条は、国民健康保険税の減額における改正となります。今般、経済動向等を踏まえた軽減判定所得算定の見直しがあり、5割軽減と2割軽減の対象範囲を拡充する政令改正が実施されました。

第21条第1項第2号が5割軽減を規定しておりますが、軽減判定所得の算定で被保険者数と特定同一世帯所属者数の合計の人数に乗ずる金額を政令改正に倣い、30万5,000円から31万円に引き上げるものです。

2ページをお願いいたします。続く第3号は、2割軽減を規定しておりますが、軽減判定所得の算定で、被保険者数と特定同一世帯所属者数の合計の人数に乗ずる金額を政令改正に倣い、56万円から57万円に引き上げるものです。

続く第21条第3項第1号では、出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額を規定しておりますが、地方税法施行規則の改正に伴い、引用条文にずれが生じることから、繰下げを行うものです。

続く24条第4項につきましては、18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割を10割軽減するもので、地方税法施行令の改正に伴い、新たに追加されるものとなります。

おめくりいただき、資料の4ページをお願いいたします。改め文の第2条関係として、3月定例会にて議決をいただいた国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、今般の法令改正により一部改正を行うものとなります。

初めに、条例第2条中の改正規定中、第5項にただし書を加えるものとなりますが、地方税法施行令の改正に伴い、子ども・子育て支援納付金課税額の課税限度額が定められたため、政令に倣い、課税限度額を3万円とするものになります。

下段の条例第21条の改正規定に下線部分を加える内容となりますが、資料の1ページ、条例の第2条第2項の改正及び先ほどの一部改正条例、第2条第5項にただし書を加える改正による規定の整備となります。

資料が変わりまして、改め文の附則をご覧ください。附則の第1項では、施行期日を令和8年4月1日と定めておりますが、第2条による改正については、公布の日としております。

第2項では、令和7年度分までの国民健康保険税については、従前の例による経過措置を定めてお

ります。

以上、承認第7号についての詳細説明とさせていただきます。

○議長（酒巻広明君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。
質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（酒巻広明君） 質疑を終結いたします。
討論に入ります。

最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（酒巻広明君） 討論を終結いたします。
採決いたします。

承認第7号 専決処分事項の承認を求めることについて、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（酒巻広明君） 起立全員であります。
よって、承認第7号は原案どおり承認されました。

○議案第17号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（酒巻広明君） 日程第7、議案第17号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。
書記に議案書を朗読させます。

〔書記朗読〕

○議長（酒巻広明君） 町長に提案理由の説明を求めます。
高橋町長。

〔町長（高橋純一君）登壇〕

○町長（高橋純一君） 議案第17号 工事請負契約の締結について提案理由の説明を申し上げます。
本案は、なかさと公園キャンプ場等整備事業（第Ⅱ期）の工事請負契約の締結に関して、予定価格が5,000万円を超えることから、地方自治法第96条第1項第5号並びに千代田町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

詳細については総合政策課長から説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（酒巻広明君） 須永総合政策課長。

○総合政策課長（須永洋子君） 議案第17号につきまして詳細説明を申し上げます。

なかさと拠点整備事業につきましては、町の新たな観光拠点として、本町を代表する都市公園である第一三共なかさと公園と利根川河川敷を一体的に整備する事業でございます。日中利用から宿泊までの多様なニーズに対応可能な施設を創出することで関係人口、交流人口の拡大と地域経済の活性化を図ることを目的としております。

整備内容ですが、グランピングとオートキャンプから成るキャンプ場を核としまして、物販、飲食施設や全天候型のバーベキュー場などを配置いたします。更に河川敷では、豊かな水辺を生かしたアクティビティーエリアとして整備する計画となっております。

本事業の実施に当たりましては、昨年の4月に公募型プロポーザルを実施いたしました。企画力や創意工夫、技術力、過去の実績などを総合的に評価、審査いたしました結果、谷原建設株式会社を含むサミー株式会社を契約候補者として選定し、なかさと公園キャンプ場等プロデュース業務委託を締結しております。

その後、打合せを重ねまして、昨年度は第1期工事として駐車場の整備を実施したところでございます。そして、今年度においては、駐車場以外の各エリアの整備工事を実施するものでございます。

契約の内容につきましては、議案書に記載のとおり、なかさと公園キャンプ場等整備工事（第Ⅱ期）を契約金額9億66万9,000円、契約の相手方を谷原建設株式会社とし、随意契約にて令和8年4月1日付で仮契約を締結しております。工期は令和9年3月31日までとなっております。

なお、事業費については、地域未来交付金を活用するほか、一昨年度に実施いたしましたふるさと納税型クラウドファンディングで全国の皆様からご賛同いただいた寄附金、更には企業版ふるさと納税の一部を充当いたします。なかさと拠点整備事業は2か年計画でございまして、昨年度に交付金対象事業として採択されておりますが、当該交付金のルール上、年度ごとに実施する事業について、交付申請及び交付決定を受けてから契約し、業務を年度内に完了させる必要がございます。こうした国の制度上の要件を満たしつつ、着実に事業を推進するため、昨年度第1期工事、今年度を第2期工事として分割して実施するものでございます。

以上、詳細説明とさせていただきます。

○議長（酒巻広明君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

8番、大谷議員。

[8番（大谷純一君）登壇]

○8番（大谷純一君） 何点か須永総合政策課長にお尋ねしたいと思います。

ただいまのご説明で、年度内に工事を完了しなくてはいけないというご説明があったのですが、今回、臨時会なのですから、臨時会にかけるといって急な議案、補正予算、人事、緊急条例とあるのですが、これは緊急に当たるということなのではないかと1点。普通に考えますと、6月の定例会でもよかったのかなと思いますけれども、そうすると工期が間に合わないという、2か

月遅れるということなので、その点で臨時会を開いたのかということをお尋ねしたいと思います。

それと、間違っていたらご指摘いただきたいのですが、確認のために質問をさせていただきます。この工事をする業者さんが、先ほど谷原建設さんということだったのですけれども、グランピングの管理運営というか、それがサミーさんだっただけかと思いますが、1つ目の質問が、サミーさんが管理運営するのはなかさと公園全体ですかという質問です。グランピングとオートキャンプ場だけなのか、あとは店舗を造るということなのですけれども、その運営もサミーさんがやるのか。

2つ目は、図面にもありますとおり、ヘリポートというのがあるのですが、これは1都6県で使用するためなのか、それとも救急や災害等で恒常的に使用するものなのか。よく本町では防災ヘリが来るというときに、なかさと公園に降り立つことが多々ありますが、それも勘案してのことなのかというのをお尋ねしたいと思います。

3つ目が、河川敷側の国から占用する土地の管理、つまり草刈り等はサミーさんが一体として行うものなのか、それとも町が予算を持って行うものなのか。町が行うとしたら、この占有によって年間の管理費をどれくらいと予測しているのか。

4つ目として、何回かご説明もあったのですが、河川敷側が水害に見舞われた場合、復興費は町側の持ち出しということよろしいのでしょうか。

以上4点、お願いしたいと思います。

○議長（酒巻広明君） 須永総合政策課長。

○総合政策課長（須永洋子君） ご質問にお答えいたします。

今回の契約につきまして臨時議会を開いていただきましたのは、ご質問の中にもありましたとおり、6月まで待ちますと年度内の完了が大変厳しいものになってしまうということで、年度限りなく、もう当初のところでぜひお願いしたい、契約の議決をお願いしたいということでお願いしたものでございます。

2つ目のサミー株式会社の管理がなかさと全体なのかというところですが、これはこれから整備を進めますところにつきまして、サミーさんをお願いしていくことになります。現存のいじらないなかさと公園の部分につきましては、現状どおりの町管理ということになってまいります。

そして、ヘリポートの設置につきましては、富裕層の来場を見込んだりですとか、あと災害時の利用を想定しております。そして、シンボリックなものも考えてのこととさせていただきます。そして、草刈り等の対応につきましては、サミーさんが整備する部分につきましてはお願いしていくことになります。それ以外の部分につきましては、国の占用の部分につきましては、町がやっていくことになります。

そして、河川敷ですとか水害が発生した場合ですが、復興につきましては、町が占有している部分でありますので、国にはお願いできない部分となりますので、町が復興していくこととなります。

以上でございます。お願いいたします。

○議長（酒巻広明君） 大谷議員。

○8番（大谷純一君） ちょっとお答えが足らなかったのも、再度質問させていただきたいのですが、町で占有する部分というのが年間どれぐらい予算を持っているのか。今後幾らかかるのか、当然、占有することによって面積とか、そういうので草刈りがどのくらいかかるかと、多分やっているとすけれども、占有することによってどのぐらいの経費がかかるのかというのは当然、調べなくてはならないことだと思いますので、再度質問したいと思います。

それと、サミーさんがやるところ、整備していくところがサミーさんの管理するところだというふうに課長がおっしゃっていたのですが、そうするとグランピングと、例えば整備するとなると店舗も整備しますし、このオートキャンプ場も整備することなのでは、このオートキャンプ場もサミーさんが管理委託とか運営するということではよろしいのでしょうか。

○議長（酒巻広明君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） まず、河川敷の占有の関係なのですが、これは今回このなかさと公園の今回やる工事以外も含めて、今、坂部課長のところともいろいろ相談しているのですが、以前、十数年前ですか、河川敷のあれがかなりそのまま我々が管理占有しなくてもよいところも含めた中で、今見直しを行っているところなのです。それを含めて、今回はあそこのところを町で運営を一部させていただくわけです。ですので、そこの件も含めて、今年度は管理費とかはかからないと思います。ですので、これはまたほかの部分も含めた中で、千代田地内の河川敷を含めて国交省と色々な部分で、面積もおおよそは出ているのですが、この辺を含めた中でこれから精査をして、次年度予算ということで対応していこうと考えています。もちろん町があそこを借り受けるわけですから、国交省のほうから。ですので、あそこの部分に関しては、以後については町が管理と。先ほど大谷議員が述べたように、もし台風とかそういう災害があった場合、災害があった場合は、全国的にそうなのですが、町が管理占有して占有してやっている部分に関しては、町が復興の施工もしなくてはならないかなと考えています。

それと、先ほど言ったヘリポートの件なのですが、ヘリポートに関しては、あそこは観光の一助として位置づけているのです。ですので、これ工業団地のかいわいに多いわけですが、千代田だけではないです。工業団地も多いわけですから、いつも車で来る東京方面、全国から会社の役員さんとか、そういう方たちも車で来たり電車で来たり、いろんな方がいると思うのです。その中で、プラスアルファ、たまにはヘリコプターで行くかという方もいるかも分かりません。ですので、ヘリコプターは買いませんけれども、ヘリポートを造って、そこのところで離着陸をしていただこうと。もちろんこれが仕上がった暁には、今現在なかさと公園も緊急用のヘリポートもありますけれども、そこも活用していただくように、プラスアルファをつけていければと考えております。

それと、契約の関係なのですけれども、これに関しては今年の4月だったと思うのですけれども、これを公募型プロポーザルで募集をかけました。2社参入しました。その中で慎重な審査を行った結果、サミーさんが上位の得点を取ったわけです。その結果、サミーさんが千代田町と、そこで契約でなくて、サミーさんと交渉権を取ったわけです、サミーさんが我々と。そこで、いろいろちょうど総合政策課のほうで、国から幾ら補助金等々をいただいでくるか。更には4億一千幾らでしたか、クラウドファンディングでもいただいた。更には今継続でふるさと納税の企業版ふるさと納税、あそこに特化した資金も募集をこれからしていくと、今でもしているという状況で、資金を町の負担を少しでも減らしていこうという取組みで今現在やっているわけです。

ですので、今回なぜ今契約を、6月でもいいのではないかとということなのですけれども、6月だと今から2か月、3か月ずれていきますと、先ほど課長のほうから述べたように、3月いっぱい、今年度いっぱいに仕上げたい。来年のゴールデンウィーク前にはオープンさせたい。あそここのところをにぎわいのある観光地としてあそこを整備を行っていききたいと、こういう趣旨で我々も進めております。

ここに、先ほど述べたように谷原建設との契約とあるのですけれども、サミーさんは総合的な設計屋さんがいて、サミーさんももちろんいます。更には建設屋さんもあります。サミーさんとパッケージになっている建設屋さんが谷原建設なのです。ですので、谷原建設も調べていただければ分かりますけれども、年商で約80億ぐらいやっている建設屋です。茨城県ではもう最大手です。そのような方と、それはもちろんサミーさんとパッケージになっているわけですから、そこと契約を結ばせていただくという状況になっております。更には、これからオートキャンプ場とか、それはサミーさんがやるのかという質問なのですけれども、それに関してはこれからの課題であります。これも皆さんでこれから、サミーさんはあくまでも提案をしてくれた公募型なのですけれども、その辺も含めた中で、サミーさんが第1交渉権で一番最上位の交渉を我々に行ったわけですから、その辺も含めた中で、サミーさんも含めた中で、これから委託先が、まず工事終わらせて、それと同時にどこに委託していこうとか、そういうことも検討していく必要があるかなと、このように考えております。

以上です。

○議長（酒巻広明君） 須永総合政策課長。

○総合政策課長（須永洋子君） オートキャンプ場や河川敷の整備はどこかというところだったのですけれども、サミーさんをお願いするところでございます。ただ、のり面につきましては、占用していない部分等につきましては、国がしていただけるということでございます。

それと、先ほど町長からもございましたとおり、大きな復興については町が関わっていくことになると想定しております。よろしくお願いたします。

○議長（酒巻広明君） 8番、大谷議員。

○8番（大谷純一君） 町長の答弁と課長の答弁がちょっとそごがあるようで分からないのですけれども、先ほど私が再度質問したのが、だからそのグランピングと新しい売店です。それも建てるわけ

で、そこを新しく整備したところはサミーさんがやっていくというような課長の答弁があったのですが、そのオートキャンプ場もサミーさんが管理するという課長の答弁があったのですが、町長はまだこれから探していくという答弁だったのですが、どうなっているのでしょうか。

○議長（酒巻広明君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） これから探すのではなくて、要は先ほど述べたように公募型プロポーザルというのは、そこと最優先の交渉権をサミーさんが取ったわけです。そこといろいろ交渉して今工事をやっている。工事をやっっている間に、管理運営はその次にどうしていこうかという話を、これからほかの業者を探すとかというのではなくて、サミーさんも含めた中でいろいろ相談をしていって、サミーさんが提案してくれるのがベストの場合は、それはもちろんサミーさんとまた契約していこうと。物販販売だって、これをどういう物販販売をこれからしていこうかと。建物は大体固まってきました。そこで何を売るか、そういうこともあるわけです。ですので、手を挙げた方が、例えばどこかの地方の大手スーパー等々がそこで手を挙げてやらせてくれという話もある可能性もあるわけです。その辺は柔軟に対応していきたいなと考えております。第1交渉権はサミーさんが取っているわけです。ですので、その辺をいろいろ打合せしながら、今課長が述べたように、オートキャンプ場はサミーさんの提案であそこにできるわけですから。テーマはハワイですから、そういう形で、そこは第1交渉権をサミーさんが、相手方が取っているわけですから、その辺の提案を我々も含めた中でよく精査しながら、サミーさんの可能性も含めて検討していくという状況になるのかなというふうに思っています。

以上です。

○議長（酒巻広明君） 須永総合政策課長。

○総合政策課長（須永洋子君） 全天候型の販売店舗についての整備はサミーさんが行いまして、中の運営をしていく、展開していく事業者については、しっかり検討、誘致するという段階にございますので、よろしく願いいたします。

○議長（酒巻広明君） ほかに質疑はございませんか。

7番、橋本和之議員。

[7番（橋本和之君）登壇]

○7番（橋本和之君） ちょっと先ほどの続きで質問させていただきたいのですが、今、建設まで決まっています、運営が第1優先をサミーさんとして、これから決めていくというところで、運営が始まった後に管理、例えば草刈りの管理とかというのは運営側がする。それ以外は、今回工事する側がするのだという答弁で、それ以外は、既存のものは町がしていくというご答弁があったかなと思うのですが、そうすると運営側が仮にサミーさんではなくて違うところに決まった場合は、その違ったところが草刈りとかの管理運営をしていくのかということをご聞かせいただければと思います。

○議長（酒巻広明君） 須永総合政策課長。

○総合政策課長（須永洋子君） ご質問にお答えいたします。

ここの運営管理、指定管理につきましては、サミーさんを想定しております、サミーさんにここも草刈りなどの整備はお任せしていくという考えであります。想定であります。よろしく申し上げます。

○議長（酒巻広明君） 7番、橋本和之議員。

○7番（橋本和之君） 分かりました。そうしたら、仮に例えば物販のところの運営するところがサミーさんではなく契約したとしても、その管理というのですか、草刈りだとか例えば建物の修繕だとかが出てきた場合というのはサミーさんがするという事でよろしいのでしょうか。

○議長（酒巻広明君） 須永総合政策課長。

○総合政策課長（須永洋子君） ご質問にお答えいたします。

周りの環境整備などはサミーさんをお願いすることとなります。入店店舗が決定しましたら、ある程度そこは相談をしながら、管理のすみ分けなども出てくるかなと思いますが、そこはしっかり相談をしながら確定させていきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（酒巻広明君） よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

10番、柿沼英己議員。

[10番（柿沼英己君）登壇]

○10番（柿沼英己君） 今回の事業によって一大観光拠点ということになるのですけれども、茨城の境町のキャンプ場を拝見したときに、東京のほうのお客さんがバス一本で、高速バスで来るというようなことで、東京方面のお客さん呼び込んで、ログハウスというのですか、1泊幾らというのも結構高いのですけれども、やっぱり東京価格で勝負できるというような点で、すばらしいなと思ったのですけれども、現状は妻沼の河川敷まで熊谷駅からバスが来ていますけれども、ぜひ熊谷から駅のキャンプ場まで来てもらうような交渉を、どうなるか分からないのですけれども、そういったような発想ですか、東京方面からバスからでも来られるとか、そういったような努力、何か必要かなと思うのですけれども、もしお考えがあればお願いします。

○議長（酒巻広明君） 締結以外の話ですが、よろしいですか。

須永総合政策課長。

○総合政策課長（須永洋子君） ご質問にお答えいたします。

東京方面からバスを走らせるですとか、例えば妻沼を併せた周遊的なプランをつくるですとか、そういった呼び込みは何かしら考えられたらなというふうには思っております。こちらが供用開始になりましたら、多くのイベントも実施したいと考えておりますので、そういった呼び込みの方策なども今後しっかり取り組んで考えていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（酒巻広明君） よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（酒巻広明君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（酒巻広明君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第17号 工事請負契約の締結について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（酒巻広明君） 起立全員であります。

よって、議案第17号は原案どおり可決されました。

○日程の追加

○議長（酒巻広明君） この際、お諮りいたします。

今朝ほど配付しました案件について、議事日程に追加したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（酒巻広明君） ご異議なしと認めます。

よって、日程第8を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

○同意第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（酒巻広明君） 日程第8、同意第2号 千代田町監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、本件の審議が終了するまで森議員の退場を求めます。

[9番（森 雅哉君）退場]

○議長（酒巻広明君） 書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（酒巻広明君） 町長に提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 同意第2号 千代田町監査委員の選任につき同意を求めることについて、提

案理由の説明を申し上げます。

本案は、千代田町監査委員、柿沼英己議員が4月1日をもって辞職されたことに伴い、議会選出の監査委員が現在欠員となっておりますことから、議会選出の新委員として森雅哉議員を選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

森議員は、平成28年に町議会議員に初当選され、現在3期目を迎え、この間、文教民生常任委員長や議会副議長を務められたほか、令和6年4月から2年間、千代田町議会議長として活躍をされました。この経歴が示すように、豊富な識見と経験は議会を代表する監査委員として最適任者であると考え、提案するものであります。

なお、任期は令和10年3月30日までとなります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（酒巻広明君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（酒巻広明君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（酒巻広明君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

同意第2号 千代田町監査委員の選任につき同意を求めることについて、原案どおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（酒巻広明君） 起立全員であります。

よって、同意第2号は原案どおり同意することに決定いたしました。

退場中の森議員に対し、入場されるよう書記に連絡いたさせます。

[9番（森 雅哉君）入場]

○議長（酒巻広明君） 森議員に申し上げます。

ただいまの千代田町監査委員の選任につき同意を求めることについては、同意することに決定いたしましたので、告知いたします。よろしくお願いいたします。

以上で今臨時会に付議されました案件は全て議了いたしました。

○町長挨拶

○議長（酒巻広明君） 町長に発言を求められておりますので、これを許します。

高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 令和8年第2回千代田町議会臨時会の閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

本臨時会では、専決処分事項の承認や工事請負契約の締結、監査委員の選任に関する同意について慎重なるご審議をいただき、ありがとうございました。柿沼議員におかれましては、任期途中ではありますが、町の監査委員として、本町の行財政運営にご尽力いただきましてありがとうございました。また、後任の森議員におかれましては、本町の行財政運営にお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

さて、ご承知のとおり4月3日にキッチンコンテナ赤岩ベースをグランドオープンいたしました。当日は、議員各位にもご出席いただきましてありがとうございました。オープニングセレモニーには、近隣の皆様をはじめ多くの皆様にご参加をいただき、期待の大きさを肌で感じることができました。また、11時のオープン後も多くの皆様にご来場いただくことができ、人でにぎわい、笑顔あふれる光景を目の当たりにいたしまして、うれしく思うとともに、赤岩宿通りの復活のきっかけとなりますことを願うばかりであります。引き続き次の布石を打ってまいりますので、よろしく願いいたします。

先ほどなかさと公園キャンプ場等整備事業に関する工事請負契約の締結に関し可決いただきましてありがとうございました。リトリートの聖地を目指すべく推し進めていくこの事業であります。ご承知のとおり利根川新橋の架橋位置も決定いたしまして、徐々にではありますが、現実味を帯びてまいりました。千代田町をただ通過されるだけでなく、多くの人たちに千代田町に立ち寄り楽しんでいただき、何度も来ていただける仕組みづくりを引き続き模索してまいります。

そして、来月5月16日には本町で36年ぶりとなる第74回利根川水系連合総合水防演習を開催いたします。当日は1都6県から多くの方々が本町を訪れていただきます。千代田町を知っていただくよい機会でもありますので、しっかりとPRをしてまいりたいと存じます。水防演習当日は、議員各位にもご協力をいただきながら、無事に終わられるよう努めてまいりたいと存じます。引き続きオール千代田で力を合わせ、汗をかきながら、誰もが安心して暮らし続けられる住みよいまちづくりを目指し、全力で取り組んでまいりますので、皆様のお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

結びになりますが、議員各位におかれましては、体調管理にご留意しながら、引き続き議員活動に励んでいただきますようお願い申し上げます。閉会の挨拶とさせていただきます。ご協力ありがとうございました。

○閉会の宣告

○議長（酒巻広明君） 以上をもちまして、令和8年第2回千代田町議会臨時会を閉会いたします。大変ご苦労さまでした。

閉 会 （午前10時22分）

上記会議の顛末を記載し、その相違ないことを確認し、ここに署名する。

令和8年 月 日

千代田町議会議長 酒 卷 広 明

①署名議員 橋 本 和 之

②署名議員 大 谷 純 一